

平成15年5月23日

各 位

京都きもの友禅株式会社
代表取締役社長 河 端 繁
(コード番号: 7615 東証第1部)
問合せ先 常務取締役管理本部長 園川勝美
電話番号 03 - 3639 - 9191

ストックオプション制度の実施について

当社は、平成15年5月23日開催の取締役会において、業績向上に対する意欲や士気を一層高めることを目的として、当社の取締役及び従業員に対し、ストックオプションとして新株予約権を発行することの承認を求める議案を、平成15年6月13日開催予定の当社第32期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. スtockオプション制度の概要

商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権の割当。

2. 新株予約権の割当対象者

当社の取締役及び従業員。

3. 株主以外の者に対し特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを必要とする理由

上記割当対象者の業績向上に対する士気・意欲を一層高めることを目的として、ストックオプションとして新株予約権を発行する。

4. 新株予約権発行の要領

(1) 新株予約権の目的たる株式の種類及び数

当社普通株式1,000株を上限とする。

(2) 発行する新株予約権の総数

1,000個を上限とする。(新株予約権1個につき普通株式1株)

(3) 新株予約権の発行価額

無償とする。

(4) 新株予約権行使時に払込をすべき金額(以下、「行使価額」という。)

新株予約権1個当たりの払込金額は、次により決定される1株当たりの払込金額に(2)に定める新株予約権1個の株式数を乗じた金額とする。

1株当たりの払込金額は、新株予約権を発行する日の属する月の前月の各日(取引が成立していない日を除く)における東京証券取引所における当社株式普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額(1円未満の端数は切上げ)とする。

ただし、当該金額が新株予約権発行日の前日(終値取引が成立していない場合はその前日の終値)を下回る場合は、当該終値とする。

(5) 新株予約権行使期間

平成17年6月14日から平成20年6月13日までとする。

(6) 新株予約権行使の条件

当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

5. 新株予約権の消却

新株予約権者が新株予約権行使の条件を充たさなくなった場合は、無償で消却することができる。

6. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するには当社取締役会の承認を要するものとする。

以 上